

震災で診察券紛失でも

障害年金支給の判決

阪神大震災で初診日を証明する資料を失った目に障害のある兵庫県の女性(67)が、障害厚生年金を不支給とした処分を取り消しと年金支給を求めた訴訟の判決

が31日、大阪地裁であった。田中健治裁判長は「震災などで資料が保存できない場合に支給しないのは、障害のある労働者の福祉向上に寄与する法の目的に反する」として処分を取り消し、国に年金支給を命じた。

判決によると、女性は1987年1月、自宅近くの眼科で、視野が徐々に狭まる症例の少ない病気にかかっていると診断された。その後症状が悪化し、2009年9月には右目を失明、左目の視力は0.02になったため、同11月に旧社会保険事務所に障害厚生年金の支給を申請した。

しかし初診日を特定する

ために必要な診察券は95年の震災で自宅が半壊した際に紛失しており、申請は却下。知人や初診時の医師の陳述書を提出して再審査を求めたが、退けられた。

判決は、医師らの陳述書の内容は「具体的に信用できる」と述べ、診察券などは震災で失われたと認定した。原告側によると、未支給の年金額は約700万円にのぼるといふ。厚生労働

省は「厳しい判決。内容を精査し適切に対処したい」としている。(阿部峻介)

2014年(平成26年)8月1日

朝日新聞 朝刊